

大阪市指定難病審査会規則を公布する。

平成30年 3 月 30 日

大阪市長 吉 村 洋 文

大阪市規則第45号

大阪市指定難病審査会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項に規定する指定難病審査会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第 2 条 法第 8 条第 1 項に規定する指定難病審査会の名称は、大阪市指定難病審査会（以下「審査会」という。）とする。

(組織)

第 3 条 審査会は、委員15人以内で組織する。

(部会)

第 4 条 会長が必要と認めるときは、審査会に部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員で組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、当該部会の会務を総理し、部会における審査の状況及び結果を審査

会に報告する。

- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会の会議は、会長が招集する。

- 2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会の運営)

第6条 前条の規定は、部会の会議及び議事について準用する。この場合において、同条中「審査会」とあるのは「部会」と、同条第1項及び第3項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第2項中「委員」とあるのは「当該部会に属する委員」と読み替えるものとする。

- 2 審査会は、前項において準用する第5条第3項の規定により部会の議事が決されたときは、当該決議をもって審査会の決議とすることができる。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、健康局において処理する。

(施行の細目)

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。